

## 会費及び入会金に関する規則

### (目的)

第1条 この規則は、定款第13条に規定する正会員、賛助会員及び後援会員の会費並びに定款第21条に規定する正会員の入会金について、その計算方法、納入方法等に関して必要な事項を定め、会費及び入会金の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。

### (会費の金額)

第2条 会費は本協会の事業年度に基づいて決定することとする。

- 2 正会員は、会費として1事業年度当たり50万円を納入しなければならない。
- 3 賛助会員及び後援会員は、会費として1事業年度当たり20万円を納入しなければならない。

### (賛助会員の会費の減額措置)

第3条 賛助会員が、特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに対し苦情・あっせん業務に関する個別利用登録を行う場合には、前条第3項の金額から10万円を減額することとする。

### (会費の納入方法等)

第4条 正会員、賛助会員及び後援会員は、本協会からの請求に基づき、1事業年度当たりの会費を納入するものとする。

- 2 正会員、賛助会員及び後援会員は、原則として、各事業年度の4月25日までに、本協会の指定する方法で会費を納入しなければならない。

### (新規入会時における会費の取扱い)

第5条 定款第19条の規定により、本協会に入会の承認を受けた正会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 入会の承認を受けた正会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。
  - 2 入会初年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出(千円未満の端数は切り上げ)するものとする。
  - 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。
- 2 新規に入会する賛助会員及び後援会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。
- 1 新規に入会する賛助会員及び後援会員は、当該入会の日属する月分から会費を納入しなければならない。
  - 2 入会初年度の会費は、入会期間に応じて1事業年度当たりの会費の金額を月割り

計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げ）するものとする。

3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。

#### （脱退又は除名時における会費の取扱い）

第6条 本協会から脱退する正会員又は除名の処分を受けた正会員の会費の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 脱退する正会員又は除名の処分を受けた正会員は、当該脱退又は除名の日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。
- 2 脱退する又は除名を受けた事業年度の会費は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げ）するものとする。ただし、既に納入された会費については返還しないものとする。
- 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。

#### （合併時における会費の取扱い）

第7条 正会員が合併し、被合併会社となる場合の会費の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 被合併会社となる正会員は、当該合併の日の前日が属する月分まで会費を納入しなければならない。
- 2 合併時の事業年度の会費の金額は、1事業年度当たりの会費の金額を月割り計算することにより算出（千円未満の端数は切り上げ）するものとする。ただし、既に納入された会費については返還しないものとする。
- 3 納入時期及び方法は、本協会の指定する方法に従うものとする。

#### （入会金）

第8条 正会員は、入会金として100万円を納入しなければならない。

- 2 前項の入会金は、本協会に入会する日の属する月の翌月25日（休業日の場合は前営業日）までに、本協会の指定する方法で納入するものとする。

### 付 則

#### （施行日）

1. この規則は、平成22年11月1日から施行する。

#### （設立時正会員の会費及び入会金の取扱い）

2. 本協会設立後、正会員となる設立時社員の初年度（平成22年11月から平成23年3月）の会費及び入会金の取扱いについては、第5条及び第8条に規定する取扱いに準じて行うものとする。ただし、入会金の納入期限については、本協会の指定する方法に従うものとする。

(本規則の見直し)

3. 本規則については、5事業年度程度を限りとする対応とし、その後は、変動的な会費の導入を含めた見直しの際に、所要の改正を行うこととする。